

一般社団法人石川県バスケットボール協会 賛助会員の会費に関する規程

基本規程第6条による賛助会員の会費については、以下の通り定める。

- (1) 会費は、本協会の事業を賛助する会員（個人・団体）が納入するものとする。
- (2) 賛助会員は、次に定める年会費を納入するものとする。
- (3) 会費は、1口1万円とする。
- (4) 賛助会員に対する特典については、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。